平成２４年（フ）第５号
福岡県柳川市大和町徳益86番地19
債務者　加藤　優美
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第６号
福岡県柳川市新町５番地14　ランドゥール柳川弐番館803号
債務者　猪口　健一
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第４号
福岡県筑後市大字久富1051番地
債務者　堤　　道義
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第３１号
宮崎市田代町140番地１　モアレ21―301号
債務者　日高　健司
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３３号
宮崎市天満１丁目５番27号　ペスカコート天満302号
債務者　内野宮　誠
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５９６号
鹿児島県日置市吹上町与倉1757番地１
債務者　山之内義信
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１３号
鹿児島県鹿児島市伊敷台３丁目16番10号
債務者　瀬戸恵美子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２９号
鹿児島県鹿児島市千日町14番18号　テラダビル201号
債務者　古市　恵美
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１８０８号
京都府八幡市八幡垣内山40番地　西川マンション４―G
債務者　加納　　清
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８５号
京都府八幡市男山香呂６番地―A36―107
債務者　片岡　修市
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
京都市左京区上高野三宅町22番地　メゾンポッポ206号
債務者　上岡　直子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
京都市中京区壬生森町40番地３
債務者　米津　　宏
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
京都市右京区梅津上田町64番地５　ＮＰハイツ梅津203
債務者　社城　　寛
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
京都市下京区油小路通松原上る麓町636番地
債務者　渡邊　信一
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
広島県呉市西鹿田１丁目３番６号
債務者　平林　勇人
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第３９１号
徳島県吉野川市鴨島町西麻植字新田79番地４
債務者　北中　史治
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９２号
徳島県吉野川市鴨島町西麻植字新田79番地４
債務者　北中　梨香
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
徳島地方裁判所民事部